

行政常任委員会報告

令和5年2月24日

午後1時30分開議

委員会室

◎日程

1 消防本部

- (1) 令和4年中における火災、救急救助等の出動状況について

2 教育課

- (1) 工事請負契約の変更について
- (2) 指定管理者の指定について
- (3) 夕張市の保管するアイヌ遺骨の取扱方針（案）について

3 地域振興課

- (1) 夕張市公設地方卸売市場経営戦略について
- (2) 夕張市農業委員会における委員の募集について

4 建設課

- (1) 住宅管理業務の指定管理者について
- (2) 夕張市営住宅条例の一部改正について

5 土木水道課

- (1) 工事請負契約の締結について

6 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 指定管理者の指定について
- (3) ゼロカーボンシティ宣言について

7 保健福祉課

- (1) 財産の取得について
- (2) 工事請負契約の変更について
- (3) 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- (4) 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部改正について
- (5) 夕張市出産子育て応援事業について

8 総務課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

について

(3) 個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整備について

9 財政課

(1) 財政再生計画の変更について

(2) 令和4年度補正予算について

◎出席委員（7名）

今 川 和 哉 君
本 田 靖 人 君
君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
千 葉 勝 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君

◎欠席委員（0名）

◎出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	本 間 和 彦 君
教育長	小 林 広 明 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	木 村 友 哉 君
地域振興課主幹	神 澤 信 宏 君
地域振興課主幹	中 川 雅 俊 君
商工観光係長	菅 野 政 輝 君
財政課長	板 垣 克 巳 君
財政係長	池 徳 嗣 君
建設課長	押野見 正 浩 君
建築住宅係長	草 野 憲 蔵 君
土木水道課長	阿 部 充 雅 君
土木水道課主幹兼土木係長	花 田 寛 勝 君
市民課長	芝 木 誠 二 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
保健福祉課主幹	永 澤 綾 子 君

保健福祉課主幹	狩	野	弘	嗣	君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平	塚	浩	一	君
教育課長	堀		靖	樹	君
教育課主幹兼社会教育係長	本	間	功	雅	君
社会教育係	神	里		藍	君
消防本部消防次長	千	葉	恭	久	君
消防署警防課長	松	倉	暢	宏	君
事務局長	佐	藤	浩	一	君
書記	山	下	倫	弘	君
書記	相	澤	由	貴	君

【委員長挨拶】

(今川委員長)

開会に先立ちまして、皆様にお迎えがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードに設定してください。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長、総務課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育課、地域振興課、建設課、土木水道課、市民課、保健福祉課、総務課、財政課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更について及び令和4年度3月補正予算についての説明の際は、案件に関する担当課長の出席を求めますが、密集密接を避けるため、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに地域振興課、教育課、生活福祉課の案件、次に総務課、市民課、保健福祉課、土木水道課の案件、次に財政課の案件、最後に国保会計を含む特別会計の補正予算の案件といたします。

また、参加者間の距離を確保するため、隣と距離をあけてご着席いただき、ご発言の際もマスク着用のまま発言するようお願いいたします。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【消防本部】

(今川委員長)

それでは、消防本部より報告を受けて参ります。消防次長。

(消防本部消防次長)

消防本部からは、令和4年中における火災、救急救助等の出動状況について、松倉警防課長のほうから報告いたします。

(今川委員長)

警防課長。

(消防署警防課長)

皆様、資料1をご覧ください。令和4年火災状況について報告いたします。

令和4年の火災件数は6件で、内訳は、建物火災が3件、車両火災が1件、その他火災が2件です。令和3年と比較すると2件の増加となっています。人的被害については、死者2人、罹災人員1人です。

続きまして、救急・救助・ドクターヘリ出動の状況について報告いたします。

資料2をご覧ください。

令和4年の救急出動件数は419件です。令和3年と比較すると、77件の減となります。内訳は、急病が最も多く263件、続いて一般負傷が70件、転院搬送が55件、交通事故が13件、以下資料のとおりであります。搬送人員は361人で、令和3年と比較すると57人の減となります。

下の段に行きまして、令和4年救助出動件数は9件で、内訳は、交通事故が6件、その他の事故が3件です。搬送人員は8人です。

その下の段に行きまして、令和4年ドクターヘリ要請件数は18件で、内訳は、急病が14件、交通事故が3件、労働災害が1件。

以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。ございませんか。高間委員。

(高間委員)

ちょっとつまらない質問かもしれないのですが、括弧の中は不搬送件数ということで、令和4年度は55件になっていますけれども、例えば救急にかけた人は必要があってかけたのだけど、行ってみると軽症というか、それでどのような対応をして患者さんを置いてこられるのかなという、ちょっと質問にならないかもしれないけれども、お願いします。

(今川委員長)

警防課長。

(消防本部警防課長)

高間委員のご質問にお答えします。

その他の 5 件の内訳。

(高間委員)

いや、括弧はね。出動件数がありますよね。419 件のうち括弧の 55。不搬送件数というか、どのような対応をされてくるのかなと。

(今川委員長)

警防課長。

(消防本部警防課長)

下の部分は管外になるのですけれども、括弧の 55 のことをおっしゃっている。

(高間委員)

そうです。

(消防本部警防課長)

搬送に至らなかった理由というのは様々で、結局、行ったのですけれども、本人からの辞退というものがほとんどを占めております。

(高間委員)

本人からの要請というか「呼ぶまでもなかったよ」みたいな感じということなのですね。

(今川委員長)

消防次長。

(消防本部消防次長)

いろいろなケースがあるのでありますけれども、現場に到着したときに心肺停止状態の方もありますし、心肺停止状態でも、不搬送の該当 6 項目というのがありまして、死斑があるとか、そういう 6 項目に傷病者の条件が当てはまった場合は不搬送の理由になります。

それから、現場に行ってみると緊急性がないというところで、本人に説明をして、本人も納得した上で不搬送として、私たちは現場を引き揚げています。

以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育課】

(今川委員長)

次に、教育課より報告を受けて参ります。教育長。

(教育長)

皆さん、こんにちは。いつもお世話になっております。

教育課から 3 点報告事項がございます。3 点一括して、教育課主幹から説明をいたします。

(今川委員長)

主幹。

(教育課主幹)

それでは、初めに報告事項 1、工事請負契約の変更についてご報告申し上げます。資料 1 をご覧願います。

登録有形文化財旧北炭夕張炭鉱模擬坑道復旧工事におきまして、最深部におけるゲート坑道付近の地盤が不安定であることが判明、直ちに現地調査を実施したところ、安全確保のためには底盤部の補強が必要であるとの結果が示されました。あわせて、資材費の高騰などによる工事単価の変更等に伴い契約額が増額となるものです。報告事項 1 は以上でございます。

続きまして、報告事項 2、指定管理者の指定についてご報告申し上げます。資料 2 をご覧願います。

教育委員会が所管する夕張市石炭博物館、夕張市民健康会館、夕張市営球場については、3 月 31 日をもって管理運営に関する協定期間が満了となることから、再度協定を締結しようとするものです。

選定に当たりましては、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則により進めるとともに、現状や課題、これまでの実績を踏まえ、公募によらない候補者選定としたところでございます。報告事項 2 は以上でございます。

続きまして、報告事項 3、夕張市の保管するアイヌ遺骨の取扱方針（案）について、ご報告申し上げます。資料 3 をご覧願います。

まず、アイヌ遺骨の取扱方針策定に係る背景からご説明いたします。文化庁は令和 4 年 7 月に、「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する再調査結果」を公表し、その後、尊厳ある慰霊実現のため適切な取扱いに資するよう「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」と題した通知を発出いたしました。

次に、本市におけるアイヌ遺骨の発見及び保管状況についてであります。資料の項目 2 に記載のとおり、令和 2 年 3 月石炭博物館内において木箱に納められた頭骸骨が発見されたところです。その後、遺骨がどのような経緯で博物館に保管されたのかなど、入手経路や収蔵経緯を調査いたしましたが、個人からの寄贈であることは判明したものの、個人や出土地域等の確証に至る結果を得ることができませんでした。

次に、本市における取扱方針の策定についてですが、市として取扱方針（案）を策定した後、方針（案）に対しての意見募集を行うことが望ましいとされていることから、文化庁の助言を踏まえつつ作業を進めるものです。

方針（案）の骨子といたしましては、今説明申し上げた経緯も踏まえ、個人及び出土地域等が特定されなかった遺骨として取り扱うこととし、尊厳ある慰霊実現のため、適正な環境を有する慰霊施設、こちらは白老町のウポポイに保管することを目指すこととしております。

最後に今後のスケジュールについてですが、取扱方針（案）をホームページ等にて周知及び意見を収集することといたします。その時期につきましては、道内で対象となっている市町村と調整を図りながら決定しようとするものであります。集約した意見及びその回答についても周知を行った後、方針を決定いたします。このような経緯の上に立ち文化庁と協議を行いながら、慰霊施設における保管を実現していくこととなるものでございます。報告事項 3 は以上でございます。

（今川委員長）

これより報告に対する質疑を受けて参ります。千葉委員。

（千葉委員）

模擬坑の工事の件なのですけれども、追加工事費はお幾らなのですか。

（今川委員長）

教育課長。

（教育課長）

資料 1 の増減額 366 万 3,000 円が増額となります。

（今川委員長）

よろしいですか。千葉委員。

（千葉委員）

資材高騰でお幾らなのか、あと追加工事でお幾らか。これ全部が追加工事費のあれなのですか。

（今川委員長）

教育課長。

(教育課長)

ほぼ追加工事の分ということ、資材高騰の分と底盤部の部分ということになります。

(千葉委員)

底盤部の工事費がお幾らなのか。

(今川委員長)

教育課長。

(教育課長)

底盤部は約 200 万円程度になります。

(千葉委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。本田委員。

(本田委員)

資料 2、指定管理者の指定についてお伺いをいたします。

様々な施設を指定管理いただいているところでありますが、特に今回 2 番、夕張市民健康会館についてであります。非常に古い施設であります。指定管理期間も 1 年ごとというふうに変更して小まめに見ていくというようなお話も過去あったかと思うのですが、この指定管理の期間を更新するに当たって管理者の方と一緒に教育委員会のほうで現場を確認して、施設の更新が必要なところだとか、そういった現場の確認、またご相談に応じるというようなことはなされているのかどうかお伺いします。

(今川委員長)

教育課長。

(教育課長)

指定管理等更新の際に、一応消防点検ですとか注意があったところは一緒に見て改善を指導し、支援できることは支援するという形、寄り添った形で行っているところでございます。

(今川委員長)

よろしいですか。本田委員。

(本田委員)

そうなりますと、今回、本年 3 月 31 日をもってまた更新という形になるかと思いますが、今回の切替えのタイミングに関して、特に指定管理予定者からのご相談はなかったということでよろしいでしょうか。

(今川委員長)

教育課長。

(教育課長)

今回の更新に当たって、燃料費の高騰があるので、夏は黒字なのだけでも冬がちょっと赤字だということで相談は受けました。ただ、年間トータルすると一応黒字ということなので、何とか細々だけでも市の指定管理を続けていきたいという意見がありました。

(本田委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。議長。

(大山議長)

アイヌの遺骨の件についてですが、発見年月が令和2年、発見場所が博物館ということであれば、教育委員会が単純に保管されているのを見つけたということだとは思いますが、この際、出土地域等不明とありますけれども、資料がなかったのか、資料があったけれども出土した地域が不明だったのか、この辺はどうなのでしょう。

(今川委員長)

教育課長。

(教育課長)

国の通知を受けまして、私ども、個人から寄贈があったものということで調査をしました。ただ、その方も亡くなってまして、当然家族の方も分からないということで、かなり深くというか、追いかけて調査したのですが、夕張で出たものではないというところまでしか分からなかったというようなところです。

(今川委員長)

議長。

(大山議長)

ということは、資料がないということですか。

(今川委員長)

教育課長。

(教育課長)

状況が分かる資料はないです。

(今川委員長)

よろしいですか。議長。

(大山議長)

きっと古いものだと思うのですが、これからも、アイヌの遺骨ということだけではなく、寄贈されたということも含めて、今は記録もちゃんと残しているのしょうけれども、これからもその辺十分管理をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育課を終わります。

【地域振興課】

(今川委員長)

次に、地域振興課より報告を受けて参ります。地域振興課長。

(地域振興課長)

お疲れさまでございます。地域振興課です。地域振興課からは2点報告させていただきます。

まず1点目、夕張市公設地方卸売市場経営戦略について、資料1を基に報告させていただきます。

平成26年8月29日付の総務省通知により、公営企業における経営戦略を策定することが求められていたため、このたび夕張市公設地方卸売市場経営戦略を策定することとしたものです。

本経営戦略は安定した事業運営の継続を図ろうとするもので、令和5年度から14年度の10年間を計画期間としております。

資料1、夕張市公設地方卸売市場経営戦略の1ページ目、事業概要について主要部分を説明させていただきます。

(1) 事業形態ですが、本市場は地方卸売市場として昭和48年10月に開設され、平成23年度から指定管理者制度によって運営を行っております。

(2) 使用料形態ですが、本市場の使用料などは、夕張市公設地方卸売市場条例及び同施行規則において、売上高に応じた委託手数料と卸売業者が施設を使用する際に負担する使用料が定められております。

(3) 市場を取り巻く環境ですが、夕張市公設地方卸売市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資するため、昭和48年以来その役割を担ってきました。本市の財政破綻を機に施設の在り方の見直しが検討され、平成23年度から、原則として市の負担が生じない内容の指定管理者制度を導入し、管理運営を行っております。

(4) 現在の経営状況ですが、年間取扱高、年間売上高ともにおおむね横

ばいで維持されており、安定した委託料収入を確保しております。

2 ページ目は将来の事業環境になります。

(1) 取扱高の見通しですが、これまでの実績は緩やかな減少傾向となっておりますが、平成 30 年度以降はおおむね横ばい傾向が続いております。今後も夕張市農業協同組合との連携を継続し、産地市場として、夕張メロンを中心にした地元農産物の取扱量を確保し、地元事業者への円滑な供給を図っていくことで、持続的な運営の確立と地域に根づいた事業の継続を目指して参ります。

(2) 使用料収入の見通しですが、これまでの売上高の実績は、取扱高と同様におおむね横ばい傾向を維持しております。今後も、取扱高と同様に売上高を維持していくことで安定した使用料収入を確保し、持続的な事業の継続を図って参ります。

3 ページ目、(3) 施設の見通しですが、現在の施設は開設後約 50 年が経過し老朽化が進んでおりますが、指定管理者による適正な維持管理を行っており、今後もこれを継続していくことを見込んでおります。

なお、現行の指定管理者制度の仕組みでは、施設の維持管理は原則指定管理者が行うこととなっております。

(4) 組織の見通しですが、平成 23 年度から指定管理者制度を採用しており、専任の職員はおりません。地域振興課の担当職員が、定期的な報告や実地調査により引き続き適切な管理監督を継続して参ります。

次に、3、経営の基本方針ですが、本市場は生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資することを目的に設置した施設であるとともに、夕張メロンに代表される農産物等を供給する産地市場としての役割を担っており、今後もその役割を果たしていくため、安定した市場運営を行い、市民等への安全・安心な生鮮食料品等の安定供給に努め、卸売市場の役割を発揮、発信し、生鮮食料品等の消費拡大に向けた取り組みを推進し、指定管理者制度の下で市場施設の適正な維持管理を継続し、卸売市場を取り巻く環境の変化に対応し、効率的な運営を進めて参ります。

次は 4、投資・財政計画ですが、(1) には、投資・財政計画として市の市場会計の見通しを記載しております。平成 23 年度以降、原則市の負担がない仕組みの指定管理者制度を採用しているため、敷地内に設置された電柱敷地使用料、基金の利息収入と、その収入を将来の修繕等に備えるための基金積立金の支出があるのみとなっております。令和 4 年時点で基金残高は 78 万 1,000 円を見込んでいます。

4 ページ目、(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明、(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組ですが、併せて説明させてい

たきます。

①投資については、原則市からの投資は行わずに、指定管理者による適正な維持管理を通じて施設を維持していくこととし、大規模修繕等が必要となった場合は、市場の運営状況等を勘案し、本戦略の見直しを含め対応を検討していくこととします。

②財源については、売上高の維持を図り、安定した手数料収入を確保することで、指定管理者制度を継続していくこととし、原則市からの繰入金はありません。なお、電柱敷地使用料などの収入は、施設維持のために夕張市公設地方卸売市場管理基金への積み立てを継続します。

③投資以外の経費ですが、今後も、現行の市からの委託料や管理運営費等を伴わない指定管理者制度を継続していくこととします。

5 番目、公営企業として実施する必要性などについてですが、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資するため、必要不可欠な事業であり、今後も健全な運営と取引の公平性を遵守して、公営企業として事業を実施して参ります。

最後に 6、経営戦略の事後検証、改定等に関する事項ですが、令和 8 年度の指定管理者の更新に向け、令和 7 年度を目途に経営戦略の検証を行うほか、市場環境、施設状況に大きな変化がある場合は、随時本戦略の見直しを行って参ります。

以上、夕張市公設地方卸売市場経営戦略の策定について、ご報告をさせていただきました。

続きまして 2 点目、夕張市農業委員会における委員の募集について報告をさせていただきます。資料 2 をご覧ください。

資料 2 は、農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の募集についてまとめたものです。

募集人数は、農業委員定数の 7 名、農地利用最適化推進委員定数の 5 名となり、任期はそれぞれ令和 5 年 7 月 20 日から 3 年間です。募集期間は 3 月 1 日（水曜日）から 3 月 28 日（火曜日）までですが、応募者数が定数に満たない場合は期間を延長いたします。受付は平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分の間です。募集の周知は、広報ゆうばり 3 月号や夕張市公式ホームページ掲示板のほか、JA 夕張市夕張土地改良区などの農業関係団体へ文書を発出し、周知をお願いする予定です。

今後の日程ですが、応募が定数以上の場合、農業委員候補者は、4 月以降農業委員候補者評価委員会を経て 6 月議会でご承認いただいた後、7 月 20 日に市長から任命される予定です。

農地利用最適化推進委員候補者は、農地利用最適化推進委員選考委員会に

おける審査後、農業委員会総会を経て、7月20日に農業委員会会長が委嘱する予定です。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。ございませんか。高間委員。
(高間委員)

市場のことなのですけれども、年間取扱高が1億3,000万円ですね、令和3年は。これぐらいの取扱高があれば、はたから見ていると、あの大きい建物を維持していくのは大変だろうなと思うのですけれども、2ページ目の上のほうには、取扱高は緩やかな減少傾向で推移しているけれども、夕張メロンだとか、夕張長イモだとか、そういう特産品があることで、指定管理を受けてくれている方もやっていかれるということで、赤字ではないということなのですね、経営状況は。

(今川委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

高間委員のご質問にお答えいたします。お見込みのとおり赤字ではありません。以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【建設課】

(今川委員長)

次に、建設課より報告を受けて参ります。建設課長。

(建設課長)

お疲れさまでございます。建設課からは2点ご報告させていただきます。

まず1点目、住宅管理業務の指定管理者についてです。

指定管理を行う施設につきましては、夕張市営住宅賃貸住宅及びこれらの

共同施設。指定管理候補者といたしまして、令和２年度から引き続き株式会社 YKM、指定管理期間につきましては、令和５年４月１日から令和８年３月 31 日までの３年間、これに先立ちまして、夕張市営住宅等指定管理者選定委員会を令和５年２月 10 日に開催し、決定したところでございます。

選定理由といたしましては、令和２年度から令和４年度の３年間本業務を実施してきていること、業務内容及び市営住宅の状況を熟知していることから、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項第５号及び同条例施行規則第５条第１項第５号により、公募によらない候補者の選定として、現指定管理者を引続き指定管理者として選定したものでございます。

次のページには、指定管理者の選定について、選定委員会からの報告書でございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、報告の２点目、市営住宅条例の一部改正についてです。ここで１点、資料の修正をお願いいたします。資料 2-1 の表題「夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正」となっておりますが、今回賃貸住宅条例の改正はございませんので、「及び賃貸住宅条例」の文言については削除願います。

それでは、条例の一部改正の内容についてですが、市営住宅の除却による管理戸数の整理でございます。令和５年３月末時点での管理戸数を整理した上で、条例別表の改正を行うものでございます。

改正点といたしましては、改良住宅 11 棟 63 戸の減でございます。住宅除却の場所でございますが、参考に記載しておりますとおり、清水沢清陵町で 8 棟 51 戸、紅葉山初ヶ台で 3 棟 12 戸の除却を行ったところでございます。

続きまして、資料 2-2 の２ページ目をご覧ください。

新旧対照表を添付しております。昭和 49 年度建設の 24 棟 115 戸が 19 棟 91 戸、その下、耐火 3 階建が 3 棟 54 戸から 2 棟 36 戸、昭和 50 年建設の簡易耐火 2 階建 9 棟 43 戸が 7 棟 34 戸、紅葉山 243 番地 45 年建設の 4 棟 16 戸が 1 棟 4 戸に整理したところでございます。全て除却による減でございます。

建設からの報告は以上でございます。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【土木水道課】

(今川委員長)

次に、土木水道課より報告を受けて参ります。土木水道課長。

(土木水道課長)

お疲れさまです。土木水道課からは、工事請負契約の締結についてということで1点報告いたします。

1枚めくって資料のほうをご覧ください。

さきに契約を締結した市道清水沢沼の沢線清水沢橋架替工事（上部工製作）の請負契約の変更に伴い、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び夕張市議会の議決に付すべき契約に関する条例により、議会の議決を得るものであります。

ちなみに、今回の設計変更の主な要因としては、鋼材等の資材単価が約1割程度高騰していることから、契約書の条項、俗に言うインフレスライドとか単品スライド条項というのですけれども、それにより物価上昇分の金額を契約額に反映させるためであります。

以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで土木水道課を終わります。

【市民課】

(今川委員長)

次に、市民課より報告を受けて参ります。市民課長。

(市民課長)

改めまして、お疲れさまです。市民課です。市民課から3点の報告事項について説明させていただきます。

まず、報告事項1点目、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてであります。資料1をお開きください。

今回の国保条例の改正内容は、一つ目、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うものとして、後期高齢者支援金分の賦課限度額の改正及び軽減判定所得の基準額の見直し。

2点目は、健康保険法施行令等の一部改正に伴うものとして、出産育児一時金の支給額を引き上げるもの。

3 点目は、雇用保険法施行規則等の一部改正に伴うものとして、非自発的な失業者に係る国民健康保険料軽減対象者等を把握する際に雇用保険受給資格通知を用いることが可能になった旨の改正。

最後は保険料率の改正です。現在、国民健康保険は市町村と都道府県、こちらでいえば夕張市と北海道で共同の運営をしております。昨年 3 月の行政常任委員会でも市民課から報告申し上げましたが、北海道が目指す保険料を統一する考え方に本市としても合わせる必要がございます。夕張市においては、令和元年から 3 年間保険料を 3 割低減したことに対しまして、まずは令和 4 年度、5 年度、6 年度の 3 年間で段階的に軽減前の水準に戻すための料率を改定しようとするものでございます。

なお、当該保険料率の改正につきましては、今月初めに開催した国民健康保険運営協議会の承認を得ていることを申し添えます。

改正条例の施行日は令和 5 年 4 月 1 日としており、新旧対照表につきましては資料に付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、報告事項 2 点目、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。資料 2 をお開きください。

市民課所管の公の施設であります南部コミュニティセンターにつきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び夕張市コミュニティセンター条例等の規定により、指定管理者による施設の管理運営を担っていただいております。現在の指定期間が本年 3 月 31 日をもって満了となるため、資料 2 にお示ししたとおり、施設の指定管理者の指定について次期定例市議会に提案しようとするものであります。

なお、候補者の選定に当たっては、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項第 5 号及び同上施行規則第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、公募によらず、従前どおり地域との結びつきが深い管理運営委員会にその意向を確認した上で選定していることを申し添えます。

報告事項 3 点目、ゼロカーボンシティ宣言についてご説明申し上げます。資料 3 をお開きください。

近年、温室効果ガスの影響と言われる記録的な猛暑や豪雨による自然災害が毎年のように発生するようになっております。こうした背景から、環境省は、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らまたは地方公共団体が公表した地方公共団体をゼロカーボンシティと位置づけております。

なお、この宣言に法的根拠と法的拘束力はございません。

北海道内における宣言状況といたしましては、北海道のほか 84 市町村が本年 1 月 1 日までに宣言済みであります。本年 4 月 15 日に G7 サミット、

気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌で開催されることから、未宣言市町村の多くがそれまでに宣言を行う模様であり、本市においても本年３月付で宣言を夕張市ホームページに公開する予定をしております。

新年度予算においては、本宣言に係る特別の取組の予算要求は行っておりません。しかしながら、本市においても CO₂ 削減の取組は早くから行っており、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 1 に基づいた夕張市地域温暖化対策実行計画を平成 15 年に策定して以降、5 年ごとに改定して、現在 4 次計画を推進中であります。令和 5 年度、来年度は第 5 次の計画を策定する年度でもあることから、このゼロカーボンシティ宣言の趣旨を踏まえ、一層の温室効果ガス削減に資するような計画、そしてそれを実行していく所存であります。以上です。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。本田委員。

(本田委員)

資料 3、ゼロカーボンシティ宣言についてお尋ねします。

今ご説明の中で、法的根拠や拘束力はないのだよというご説明がございました。逆に、ゼロカーボンシティ宣言をすることによって得られるメリットというものは何だとお考えですか。

(今川委員長)

市民課長。

(市民課長)

本田委員のご質問にお答えします。

このゼロカーボンシティ宣言をすることによって、環境省から温室効果ガス削減に対する補助、もちろんそれについては規定があるそうなのですが、その補助があるように聞いております。しかしながら、夕張市においては、先ほども申したように、温室効果ガス削減の実行計画、別の法律に基づくものですね、既に実行中で、それについては補助金等を頂いておりませんので、今後そのところも踏まえつつ使えるものは使っていきたいと思っておりますし、使えないものに関しましても、温室効果ガス削減に関するものに関しては積極的に行っていければなというふうには考えております。以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。本田委員。

(本田委員)

補助が当たるかもという状況だということは理解したのですが、現在夕張市では、選炭事業で、高松でズリ山からズリを選炭して、売れるものに関しては販売をしてお金に換えているということが 1 点と、このまちの成り立ち

がどちらかといえばカーボンシティなわけで、言わばタ張のアイデンティティーはカーボンとも言える部分があるというふうにも感じます。

炭鉱で働いていらっしゃった方がまだ多く暮らすこの町において、このゼロカーボンシティを今宣言するということに関して市民感情がどうなのかなという部分も私個人的には懸念する部分もあるのですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

(今川委員長)

市民課長。

(市民課長)

本田委員の質問の趣旨について、こちらから質問してもよろしいでしょうか。

(本田委員)

はい。

(市民課長)

それは、石炭を採掘してきた歴史に鑑みると、CO₂の削減を積極的に進める動きが市民感情としていかなものかというふうに映るということでしょうか。

(今川委員長)

本田委員。

(本田委員)

CO₂の削減に取り組むこと自体、元炭鉱マンであろうとそうでなかろうと市民の反対はないものというふうに推察するところなのですけれども、このまちの成り立ちが、危険を冒して石炭を掘って、それが国の振興にも役立ってきたのだというプライドがあるという部分で、要は、元炭鉱マンの人たちの中にはそういったプライドがあるのではないかなというふうに思うところなのですね。

なので、今、補助が当たるかもというところで市民に対してのメリットがある中で判断が難しいところではありますが、そういった石炭を国のために命をかけて掘ってきた人たちへの配慮という意味合いでの質問なのですが。

(今川委員長)

市民課長。

(市民課長)

お答えが非常に難しい内容になるのかなと思うのですが、まず初めに誤解のないようにお話しさせていただきますが、ゼロカーボンシティ宣言については、補助が当たるかもしれない、狙いを定めての宣言ではなく、まず温室効果ガス削減というのは日本、北海道、そして世界共通の課題であるという

ふうな認識の中で、今までこの宣言をしていなかった。しかしながら、削減自体の行動は行ってきたおるので、今さらではありますが、宣言をしますよという意味でありまして、決して補助を狙ってのことではないということをご確認いただきたいと思います。

それと、これまで炭鉱に携わった人たちのお気持ちを大事にするというのは、もちろん私どももしっかり受け止めていきますし、なおかつ、その気持ちをないがしろにするつもりはみじんもございません。

ただ、温室効果ガスの削減に関しましては、何度も申し上げたように世界的な潮流でもありますし、なおかつ、地球の温暖化を防止する上で、私どもの小さいまちでもいくばくかのお役に立つことについては、日本人として、もしくは地球人として役割を担っているのかなというところの思いだけでございますので、当然、その趣旨に関しましては、炭鉱に携わった人たちもご理解いただけるものというふうに感じております。

(今川委員長)

本田委員。

(本田委員)

そこへの配慮があるということは認識しました。ただ、1点だけ気になるのは、冒頭も申し上げたとおり、高松のズリから選炭をして、火力発電所を中心に今もなお販売を続けているということなのですけれども、これを私は別に悪いことだとは思っていないし、災害が起きたところを抑えるため、あそこの土砂崩れの部分ですね、そういったメリットもある事業ではありますので、まだしばらく続けられるものと思うのですけれども、要は石炭を販売し続けつつ、ゼロカーボンシティというところに矛盾を感じなくもないなというところがあるのですけれども、その点については、特に支障といいますか、課題と思って認識はされていないということでしょうか。

(今川委員長)

市民課長。

(市民課長)

これはあくまでも市民課長個人の考え方ということでお答えをします。

まず、二酸化炭素削減の推奨をするのに、木材チップを使うだとか、それによるチップボイラーとか、そういったものが推奨されたりしております。しかしながら、石炭においても、本田委員ご承知のとおり、もともとは太古の昔の植物が堆積して、それが固まったものでございます。由来はどちらも植物。それなのに石炭を使うことが悪と言えるのか。それについては、私、市民課長、夕張市民としては非常に疑問に思うところがございますので、これについては矛盾を感じ得ないというふうに考えております。以上です。

(今川委員長)

本田委員。

(本田委員)

課長の熱い思いはよく分かりましたし、私個人としても、正直どちらかではなければいけないというわけではなくて、いろいろなことを総合的に考える必要があるなというところでの問題提起でありましたので、先ほど質問の中で、元炭鉱マンの方たちをないがしろにするつもりはないというご答弁いただいていますので、その辺をお忘れなく取り組みいただければと思います。以上です。

(今川委員長)

ほかにございませんか。熊谷委員。

(熊谷委員)

今本田委員から出された問題なのですけれども、これからもしかしたらマスコミ等を通じて、そういう質問とか投げかけとかいうこともあるのかなというふうに思うのですね。私、一市民として思うのは、これから石炭を燃焼させれば CO₂ が今の状況では発生するわけですから、CO₂ を発生させない石炭利用の方法というの、今後は科学の発展に伴って可能性はゼロではないと思うのです。そういうところを「夕張市としては願っています」みたいな、そういう見解もちょっと触れておくとソフトになるかなという気がします。意見として申し上げました。以上です。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで市民課を終わります。

【保健福祉課】

(今川委員長)

次に、保健福祉課より報告を受けて参ります。保健福祉課長。

(保健福祉課長)

保健福祉課です。よろしくお願いいたします。

それでは、保健福祉課から 5 件報告いたします。

資料 1 をご覧ください。財産の取得についてであります。財産の取得につきましては、市立診療所の供用開始に向けて、医療機器の購入のため入札を

実施しているところですが、予定価格が 2,000 万円を超えたことから議会の議決を得ようとするものであります。

購入物品といたしましては、患者のリハビリテーションの実施に必要なリハビリテーション機器、診療所の入院患者や介護医療院の入所者が使用する病棟用電動ベッドほか、診療所及び介護医療院の運営に必要な家具や事務用品など館内什器一式、それと薬の調剤に必要なシステムや機器などの薬剤科機器ほか 4 件となっております。

契約者、仮契約額は記載のとおりであります。

なお、昨今の世界的な資材高騰、資材不足等を踏まえ、仮契約業者より発注を早めにしてほしいということから、議会初日に議決を得たいと考えております。

次に、資料 2 をご覧ください。工事請負契約の変更についてであります。

（仮称）夕張市立診療所・介護医療院建設工事に係る工事請負契約につきまして、建築資材の高騰及び労務単価の上昇により設計変更をすることから、下記のとおり契約額の変更を行うものであります。

契約金額につきましては、建築主体工事が 1 億 5,867 万 5,000 円の増、電気設備工事が 1,169 万 3,000 円の増、機械設備工事が 5,300 万 9,000 円の増、3 工事合計で 2 億 2,337 万 7,000 円の増額となっております。

なお、診療所の工事につきましては、現場でまだ工事を行っていることから、2 月末までに建設課のほうで完成検査をする予定となっております。この金額につきましては概算額となっておりますので、変更になる可能性はあることをご承知おきください。

なお、正確な金額につきましては、議案提出までに確定したいというふうに考えております。

続きまして資料 3、夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正につきましては、市立診療所の移転改築に伴い条文の一部を改める必要があることから、一部改正条例案を提案するものであります。

改正の趣旨としましては、介護老人保健施設の廃止及び介護医療院の開設による改正、移転に伴い位置を変更することによる改正、併せてその他の文言整理を行うこととしております。

改正内容につきましては、別紙新旧対照表のとおりで、施行日につきましては、令和 5 年 9 月 1 日から施行し、施行日以降適用することとしております。

続きまして資料 4、夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料並びに手数料に関する条例の一部改正についてであります。

条例の一部改正につきましては、市立診療所の移転改築に伴い、条文の一部を改める必要があることから、一部改正条例案を提案するものであります。

改正の趣旨といたしましては、介護老人保健施設の廃止及び介護医療院の開設による改正、利用料の算定基準による国告示の改廃止による改正、介護老人保健施設の廃止に伴い介護老人保健施設で提供している通所リハビリテーション等を廃止することによる改正、併せてその他の文言整理を行うこととしております。改正内容につきましては、別紙新旧対照表のとおりであります。施行日につきましては、令和 5 年 9 月 1 日から施行し、施行日以降に適用することとしておりますが、利用料の算定根拠である国告示の改廃止による改正規定は、公布日から施行いたします。

なお、改正後の規定につきましては、施行日以後の診療等から適用し、同日前までは診療等は、なお従前の例といたします。

続きまして資料 5、夕張市出産子育て応援事業についてであります。

背景目的につきましては、国の令和 4 年度第 2 次補正予算に盛り込まれた子ども・子育て支援事業の一つとして、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産子育てができるよう、孤立・不安を妊娠期から出産まで一貫して相談に応じるということを今までも行っているのですが、それに加えて経済的負担を軽減するための支援を一体として行うものであります。

実施主体は市であります。事業内容につきましては、既存からある伴走型相談支援、これは妊娠届、妊娠 8 か月前後、そして出産、この 3 回にわたり保健師のほうで面接相談、そして支援をするという形を今まで取っておるものであります。

2 番、新規のものとして、出産・子育て応援ギフト、（仮称）夕張はぐくみ応援ギフトの支給ということで、当面現金給付を行うということで、出産時に 5 万円、子育てとして出産後面談し、子ども 1 名に対して 5 万円を支給するという内容であります。

事業開始時期については、令和 5 年 3 月中に実施を行います。対象者は、令和 4 年 4 月 1 日以降、妊娠届または出生届を出した妊婦または産婦とその子どもが対象となります。対象人数としては 26 名、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月末までの出産済み（見込みを含む）妊産婦と子どもになります。

周知につきましては、既に出産済み、妊娠届の提出を行った者に対しましては、3 月中に個別通知を行いたい、そして内容の説明を行うということを用意しております。事業費としては 470 万円となっております。以上であります。

（今川委員長）

これより報告に対する質疑を受けて参ります。熊谷委員。

(熊谷委員)

今の資料5について伺います。課長がちょっと早口なので、分かりにくいところもあるので、確認の意味も込めてすみません。

ここの3番目の事業内容についてなのですが、(2)の新規のところで、①のところで(出産)となっていて、「妊娠届出時面談終了後、妊婦に対し5万円を給付」というふうにここには書いてありますが、課長の説明の中では出産時というふうに聞こえたのですが、そこら辺は実際にはどうなのですか。

(今川委員長)

保健福祉課長。

(保健福祉課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

この給付事業につきましては、妊娠時と出産後に5万円ずつを支給するという事業になっていますので、妊娠届。

(熊谷委員)

ごめんなさい、今言ったことがよく聞き取れないのですけれども。

(保健福祉課長)

すみません。この事業は、妊娠届を市に出した段階で、今も行っているのですが、必ず面談を行います。その届出が出たときにまず5万円を支給する。そして、出産して、出産後にまた5万円を支給するという事業になっております。

(今川委員長)

よろしいですか。熊谷委員。

(熊谷委員)

そういうことであれば分かりましたが、(出産)(子育て)というのが分かりにくいので、出産に向けてとか、子育てに向けてとか、そんなふうに書いたほうが、はっきりと、妊娠届を出して面談したときに5万円給付になるのだとか、出産が終わってこれから子育てを始めますというときに5万円給付になるのだとか、はっきり分かったほうが親切かなと思いました。以上です。

(今川委員長)

保健福祉課長。

(保健福祉課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

ちょっと分かりにくかったというところでは、出産、子育てということで、こういう分け方だと、最初に妊娠した届出を出したときに5万円の支給とい

うのが分かりづらいということだと思います。そういう意図ではなかったのですけれども、基本的には先ほど言ったような形で、妊娠、そして出産後の経済的負担を軽減するという事業になっています。

(熊谷委員)

はい、分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。本田委員。

(本田委員)

同じく資料 5、子育て応援事業について伺いをします。

どうしても予算、事業費があることなので、期間を区切ってということにならざるを得ず、令和 5 年 9 月末までに出産済み（見込みを含む）という区切りなのかと思うのですけれども、決してそれほど大きな事業費を伴うものでもないのかなと、夕張の出生数からいくと。なので、ぜひ継続してこういった事業ができるように、今回のこの事業をやりながら、どうやったら継続できるかということも含めて走りながら考えていただいて、できるだけ息が長く続くような事業にしていただければなというふうな要望も伝えて、あくまで要望です。よろしくお願いします。以上です。答弁は不要です。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【総務課】

(今川委員長)

次に、総務課より報告を受けて参ります。総務課長。

(総務課長)

それでは、次は総務課長として報告申し上げます。

総務課からは、報告を大きな区分で 3 件ご説明申し上げます。

まず 1 件目、夕張市職員給与条例の一部改正についてであります。資料 1 をお開きください。

委員の皆様ご承知のとおり、夕張市の職員給与は財政再建に資するための削減を行っており、現在は給料の 7% を一律で削減しているところでございます。

職員給与の改善につきましては、令和４年第１回定例市議会において、千葉議員からの大綱質問でもなされておりますが、その改善に向けては、令和４年度中、三者協議及びその後の事務折衝などの協議を重ねたところであり、最終的に削減緩和後においても財政再生計画で定める全国都市最低の水準であることが確認できたことから、一定の国の理解が得られたものでございます。

このことから、本年４月の給料分より、現在一律７％削減している一般職の給料を５％削減に緩和すべく、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

条例の新旧対照表を資料に掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、資料記載のとおり、条例の一部改正を議会提案するに当たっては、関係する財政再生計画の変更が議決された後、大臣同意を得られた上で行うことを申し添えます。

２点目、夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

資料２をお開きください。

会計年度任用職員の給料または報酬は、類似する職務に従事する常勤職員の初号級の給料月額を基礎とし、必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めることをする旨、会計年度任用職員の制度が導入される際、国の方針が出されているところでございます。

本市の会計年度任用職員のフルタイムの給料表におきましても、一律削減を行った後の一般職員の給料を基礎として策定しているものでございます。さきに説明したとおり、一般職給料の削減率を改善しようとしていることから、これに合わせて、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について必要な改正を行おうとするものでございます。

資料２、新旧対照表を掲載しておりますので、ご覧ください。

３点目、個人情報保護法の改正についてです。まず資料３-１、個人情報保護法の改正についてですが、初めに個人情報に関わるこれまでの法体系について説明します。

資料３-１の裏面をご覧ください。こちらで「現行」、それから「見直し後」と書かれてございますが、現行を見て分かりますとおり、これまで個人情報保護法と呼ばれるものは民間事業者を所管するものであり、国の行政機関を所管するのは行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を所管するのは独立行政法人等個人情報保護法の３本に法律が分かれていたほか、地方公共団体においては個人情報を所管する法律が不在であったことから、各自治体はそれぞれ条例を独自に制定した上で個人情報の保護に当たっておりました。

このため、基準の細かな部分で自治体間のそごが生じるなど不都合があったことから、今年、令和 5 年 4 月施行の法改正により、地方公共団体、国の行政機関、民間事業者等を包含した新しい個人情報保護法が整備されたところでございます。これにより、個人情報保護に関する全国の共通ルールが定められることとなりました。

なお、改正後の法律は、地方公共団体の機関、この場合の機関というのは、例えば公立の病院や診療所、学校などを指しますが、こちらにおいても適用とはなりますが、議会においては適用除外とされております。

本市においても、これまで条例がカバーしていたものを新しい新法が直接適用されることとなるため、従前の夕張市個人情報保護条例を廃止するとともに、新法施行のための新たな条例を整備する考えでおります。

資料 3-2 をお開きください。資料 3-2 はその新しい条例の内容について説明したものです。

個人情報の定義と必要な事項については、新法、新しい個人情報保護法が直接の適用となるため、この条例においては、一つ目として、現在も行っておりますが、個人情報取扱事務登録簿作成の義務づけ、二つ目は、開示請求に係る手数料について、三つ目は、開示請求に対する決定をするまでの期限、四つ目は、開示決定に対する決定の期限について特例を設けること、そして五つ目は、運用状況を公表すること、この 5 点を定義するものでございます。

続いて、資料 3-3、3-4 は、個人情報保護法の改正に伴い一部改正する条例の説明であり、まず資料 3-3 は、夕張市の情報公開条例につきまして、文言の修正、公開請求時の取扱いの統一化、そして情報公開、個人情報保護審査会の見直しを行うもの、また資料 3-4 は、夕張市行政不服審査会条例の一部改正について、さきに説明したとおり、新しい個人情報保護法は議会の適用とならないことから、議会独自で個人情報保護条例の策定が必要となり、この条例に基づく処分に対する不服審査が行政不服審査会で対応していないことから、これの対応に必要な文言を追加するものでございます。以上、説明を終わります。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。ございませんか。熊谷委員。
(熊谷委員)

すみません、今の説明の中で、議会に関連することについて、もう少し詳しくお願いできませんか。

(今川委員長)

総務課長。

(総務課長)

まず、今までの個人情報保護法につきましては民間のことを所管しておって、国の行政機関を所管する個人情報保護法があって、独立行政法人を所管する個人情報保護法があって、この三つの個人情報保護法がありました。

そのほかに、地方公共団体はどうしたの、地方公共団体については、所管する個人情報保護法というのが今までございました。なので、それぞれ独自に条例をつくって個人情報保護に当たっておりました。理念はほぼ共通するものでしたが、細かい定義だとかそういったもののそごが生じることが問題となっておったところもございまして、新しい個人情報保護法は今年の４月１日に施行となりますが、それは地方公共団体も、国の行政機関も、独立行政法人も、国の研究機関等々も全部所管する個人情報保護法となっておるのですが、その中で国会、それから地方公共団体の議会、これはフォローしていないのです。

それはなぜかという、国会とか、裁判所とか、地方公共団体の議会においては、自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいから、法が定める規律の適用対象とされないものであるというふうに個人情報の国が定めたガイドラインに書いてあります。そのことを踏まえた上で、新法が議会を対象としていないことから、議会として独自の条例をおつくりになられた上で４月１日から施行されることとなります。

その上で、それに対する不服審査、例えば情報公開ですとか、議会がつくった条例に基づいて、個人情報保護に基づいて、当然、一般から開示だとかそういった請求とかがなされたときに、議会もしくは議会事務局として一定の処分、公開をするだとか、しないだとか、直すだとか、直さないだとか、という処分がなされたとします。その処分に対しての不服が出たときの対応を審査するのはどこだろう。今までそういったものがなかったのです。

それで、行政には行政不服審査会というのがございまして、それは自治体の行政の事務に基づいて行ったことについて不服申立てがあったときに審査をするところなのですが、そこのところの条例において、今お話しした新法に基づいて議会がつくった条例に対する議会もしくは議会事務局としての処分に対する不服を審査するという案件が、その審査会には条例上入っていません。なので、それを審査できるような文言を追加するように条例改正をするという趣旨でございます。

(今川委員長)

熊谷委員。

(熊谷委員)

確認ですが、議会としての個人情報保護条例というものをつくり、それに対して不満があるときにはこの行政不服審査会に訴える、そういうことです

ね。

(総務課長)

条例に対してというよりは、処分ですね。

(熊谷委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(今川委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで総務課を終わります。

【財政課】

(今川委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。財政課長。

(財政課長)

お疲れさまです。財政課からは2点報告事項がございます。

それでは、報告事項の1点目、財政再生計画の変更につきまして、資料1-1をご覧ください。

今回の財政再生計画の変更は、令和4年度第5次12月変更以降に生じた新たな課題に対応するものです。計画変更後の歳入・歳出増減額は5億6,175万2,000円となります。変更に伴い必要となる財源につきましては、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用して対応するため、再生計画期間の変更はありません。

資料の説明につきましては、先に1、歳出関係で変更のある事業につきまして、関係各課、順にご説明いたしまして、その後歳入をご説明いたします。

なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っておるところでありまして、内容に変更が生じる場合がありますことをあらかじめご承知おき願います。

では、まず初めに、地域振興課、教育課、生活福祉課の案件についてご説明いたします。

1番、幸福の黄色いハンカチ基金積立金。ふるさと納税による寄附が予算を上回っており、今後も増加する見込みであることから、今後見込まれる寄附金を基金へ積み立てるため計画に計上するものであります。変更額は3億2,514万円、財源は全額夕張まちづくり寄附金です。

2 番目、ふるさと納税システム等利用料。現在導入している 2 社のふるさと納税サイトのうち、システム利用料率の高いサイトを利用した寄附が当初見込み以上に寄せられており、寄附利用に係るシステム利用料について不足が生じる見込みであることから、必要経費について計上するものです。変更額は 417 万 7,000 円、財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

3 番目、中学校維持管理（光熱水費）。中学校の光熱水費について、原油・エネルギー価格の高騰による電気料金の増嵩のほか、見込みを上回る水道使用量により不足が生じることから、不足額を計上するものであります。変更額は 140 万 7,000 円、財源は全額一般財源です。

4 番目、石炭博物館模擬坑道ポンプ電気料負担金。模擬坑道内排水ポンプに係る電気料負担金について、原油・エネルギー価格の高騰による電気料金の増嵩により不足が生じることから、不足額を計上するものです。変更額は 75 万 7,000 円、財源は全額一般財源です。

5 番目、石炭博物館模擬坑道復旧。復旧工事におきます天盤部を中心とする空洞の充填処理に要する発泡ウレタンなど資材費の高騰などに対応するため、所要経費を計上するほか、地方債の活用や道支出金の増額が見込まれることから、財源振替を行うものです。変更額は 50 万円、経費追加の財源は全額一般財源です。財源振替につきましては、一般財源から 10 万円を道支出金へ、6,090 万円を地方債へ財源振替を行います。

6 番目、老人福祉会館非常用放送設備等取替工事。老人福祉会館の非常用放送設備等が耐用年数の超過により故障したことから、利用者の安全を確保するため、取替工事に係る所要経費を計上するものです。変更額は 93 万 5,000 円、財源は全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

7 番目、国庫支出金過年度還付（子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金）。令和 3 年度に実施しました低所得のひとり親世帯等の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業に係る国庫支出金の精算に伴い、返還金が生じることから、所要の経費を計上するものです。変更額は 150 万 9,000 円、財源は全額一般財源です。

地域振興課、教育課、生活福祉課に関する案件は以上であります。
(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。熊谷委員。
(熊谷委員)

今の 3 番目の中学校維持管理費のところなのですが、見込みを上回る水道使用量というふうになっていますが、一般的には水道の使用量というのはそんなに大きく変わっていくのかなと思うのですが、何か特別なことがあったのか、具体的なことが分かりましたらお願いします。

(今川委員長)

財政課長。

(財政課長)

水道使用量につきましては、春先にボイラーの漏水が発生していたこともありまして、見込みより多めになってしまったということでございます。以上でございます。

(今川委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい、分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。財政課長。

(財政課長)

続きまして、総務課、市民課、保健福祉課、土木水道課に関する案件をご説明いたします。

8 番目、令和 4 年度普通退職者に係る退職手当。令和 4 年度の普通退職者 2 名分の退職手当について計画に計上するものであります。変更額は 1,498 万 9,000 円、財源は全額一般財源です。

9 番目、本庁舎光熱水費。原油・エネルギー価格高騰の影響により、見込みを大幅に超える電気料金の増嵩に対応し、安定した電力供給に備えるため所要の経費を計上するものであります。変更額は 157 万 1,000 円、全額一般財源であります。

ここで資料の訂正をお願いいたします。概要欄 2 行目「安定した電力供給に備ええ」と「え」が重なっておりますが、1 字削除をお願いします。

続きまして 10 番目、拠点複合施設管理。市民が安心して施設を利用できるよう、床のひび割れ補修や多目的ホール建具の不具合に対応する経費のほか、電気料金の増嵩に対応するため、所要の経費を計上するものです。変更額は 144 万 6,000 円、財源は幸福の黄色いハンカチ基金繰入金が 45 万 4,000 円、一般財源が 99 万 2,000 円です。

11 番目、出産・子育て応援事業。妊婦や子育て家庭が安心して出産・子

育てができるよう、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報発信など伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援をパッケージとして実施するため、所要の経費を計上するものです。変更額は 470 万円、財源は、国庫支出金が 380 万円、道支出金が 45 万円、一般財源が 45 万円です。

12 番目、市立診療所等移転改築。今般の物価高騰による工事資材の増額により工事費に不足が生じることから、工事費の不足額を追加計上するほか、本事業に対して企業版ふるさと納税が見込めることから、財源振替を行うものです。変更額は 1 億 8,620 万円、経費の追加につきましては、財源が国庫支出金 9,310 万円、地方債 9,300 万円、一般財源 10 万円です。財源振替につきましては、一般財源から 200 万円をまち・ひと・しごと創生寄附金へ振り替えるものです。

13 番目、国庫支出金過年度還付（母子保健衛生費国庫補助金）。令和 3 年度に実施した産後ケア事業及び産婦健診事業に係る国庫支出金の精算に伴い返還金が生じることから、所要の経費を計上するものです。変更額は 15 万 7,000 円、財源につきましては全額一般財源です。

ここで再度資料の訂正をお願いいたします。概要欄「産後ケア事業及び産婦健診事業事業」となっておりますが、「事業」が重なっております。「事業」の削除をお願いいたしますと思います。

続きまして 14 番目、市道除排雪経費。市道除雪に係る燃料費の高騰や、本年 1 月の大雪により、想定以上の除雪回数となったため、予算に不足が生じる見込みであることから、不足額を計上するものです。変更額は 2,932 万 8,000 円、財源は全額一般財源です。

総務課、市民課、保健福祉課、土木水道課に関する案件は以上であります。（今川委員長）

これより報告に対する質疑を受けて参ります。ございませんか。高間委員。（高間委員）

No.10 の拠点複合施設なのですけれども、建設して 2 年ですよね。その中で、どのような使用状況の中で床のひび割れとか、建具の不具合とか、こういうことが起きたのか、お願いします。

（今川委員長）

市民課長。

（市民課長）

高間委員の質問にお答えします。

まず床のひび割れでございますが、正直こちらにつきましては原因の特定までには至っておりません。しかしながら、委員ご承知のとおり、「りす

た」においては金属の柱が複数天井から床に直結した形で貫いておりますが、金属の柱は熱伝導率が一番材質的に高くて、夏に膨張し冬に収縮する、それがコンクリートにひび割れをしておるのではないかということは一つ想定しております。なので、今回の修繕において、試験的ではございますが、それが膨張に及ぼす影響かどうなのかということについて確認できるような工事も1本だけですけれども行って、それが特定できるとしたら、抜本的に今度はどのような形で今後ひび割れが起きないようにするのかということについて考えていけるのかなというふうに思っております。

建具につきましては、ちょっと不具合ですので、これは経年劣化とまでは申しませんが、直していききたいなというところです。以上です。

(今川委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

分かりました。

(今川委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

続けて報告を受けて参ります。財政課長。

(財政課長)

続きまして、財政課に関する案件をご説明いたします。

15 番目、国民健康保険事業会計繰出金。国民健康保険事業会計におきますシステム改修に係る国庫負担分の増額に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額するものであります。変更額は1,106万4,000円の減額です。財源は全額一般財源です。

次に16番目から44番目までの29件につきましては、予算計上済事業の財源振替を行うものですので、資料でのご確認をお願いいたします。

なお、これらの29件の財源振替につきましては、本年度予算の事業について様々な特定財源の確保を行った結果、充当特定財源といたしまして、国道支出金が414万4,000円の増、地方債が9,690万円の増、企業版ふるさと納税が480万円の増となりまして、一方、自主財源であります幸福の黄色いハンカチ基金繰入金などの財源につきましては7,518万8,000円の減、一般財源が3,065万6,000円の減となりまして、合計で1億584万4,000円の削

減が図られたところであります。歳出の説明は以上であります。

続きまして、歳入の説明に移ります。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。主なものについてのみご説明申し上げます。

まず 1 番目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。本年度実施しております新型コロナウイルス感染症対策の各種事業の財源として、国から交付されるものであります。変更額は 2 億 3,586 万 6,000 円です。

ここで三度資料の訂正をお願いいたします。本件 No.1 事業名の欄でございますが、「新型コロナウイルス感染症地方創生対応臨時交付金」と記載しておりますが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

続きまして、主なものについて説明いたします。

次に 9 番目、夕張まちづくり寄附金につきましては、今年度のふるさと納税寄附額が予算を大きく上回る見込みでありますことから補正するものです。変更額は 3 億 2,514 万円です。

次に 10 番目、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては、夕張高校魅力化事業や市立診療所改築などの 4 事業に対して、企業 5 社から寄附の申し出がありましたので、寄附金の増額が見込めることから計上するものです。変更額は 680 万円です。

次に 11 番目、財政調整基金繰入金ですが、これまでの補正予算におきましては、1 番で説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付総額が決まっていなかったことから、これらの関連事業につきましては財政調整基金を繰り入れ、一般財源で予算化してきたところでありますが、今回臨時交付金の総額のめどが立ったことから、一般財源から臨時交付金に財源の振替を行ったほか、先ほど財源振替案件でご説明しましたとおり、国道支出金、企業版ふるさと納税や地方債などの特定財源の確保が見込めることとなった結果、財政調整基金繰入金を減額するものです。変更額は 2 億 8,804 万 2,000 円の減額となります。歳入につきましては以上であります。

資料 1-2、1-3 につきましては、令和 5 年度第 1 次変更の概要を記載しておりますので、ご確認願います。

また、資料 1-4 につきましては、令和 5 年度に新たに計上された事業などを一覧として記載しておりますので、ご確認願います。

報告事項 1 点目、財政再生計画の変更につきましては以上であります。

次に、報告事項の 2 点目、令和 4 年度補正予算についてであります。

資料 2 をご覧ください。1 ページ目には、繰越明許費補正について記載し

ております。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、事業が年度内に完了しないことから一部経費について繰り越すものです。出産・子育て応援事業につきましては、今回補正案件の事業であります。経費については一部を除き次年度へ繰り越して執行するものであります。

2 ページ目は、債務負担行為の補正について記載しております。いずれの事項につきましても全体経費が増額となることから限度額を補正するものです。

3 ページ目は、今回補正する経費の財源としての地方債の補正を記載しております。

4 ページ、一般会計の補正額の款別総括であります。補正総額は 5 億 6,175 万 2,000 円、補正後の予算総額は 136 億 7,241 万 7,000 円となります。

5 ページから 9 ページまでは、一般会計におきます事項別明細の補正について記載しておりますが、先ほど資料 1-1 でご説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきます。

10 ページは、国民健康保険事業会計の補正です。6 月に補正しました国保システムの改修に係る経費につきまして、国庫負担分が当初予定より多く交付されることとなったため、その実績に応じた予算に補正するものであります。補正額は 76 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額は 13 億 309 万 7,000 円となります。

一般会計と特別会計の補正予算については以上であります。

水道事業会計につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

(今川委員長)

上下水道担当課長。

(上下水道担当課長)

水道事業会計の補正予算について、補正予算調書によりご説明申し上げます。

裏面 1 ページをご覧ください。

今回の補正は、年度末までの執行見込みによるものであり、収益的収入及び支出の水道事業費、営業外費用において 200 万 8,000 円の増を見込むほか、記載のと通りの各経費についてそれぞれ補正しようとするものでございます。

以上で水道事業会計補正についての説明を終わります。

(今川委員長)

これより報告に対する質疑を受けて参ります。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(今川委員長)

ないようですので、これで財政課を終わります。

【閉会】

(今川委員長)

以上で、本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

午後 3 時 1 2 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員長 今川 和哉